

## 千葉市からのお知らせ

令和2年分確定申告・令和3年度市民税県民税の申告が変わります！

- 千葉市の各会場での確定申告相談は**事前予約制**になりました。
- 千葉市の各会場での確定申告相談対象者を**65歳以上の方**、または**障害をお持ちの方**に限定させていただくこととなりました。
- 会場は下記のとおりです。昨年までとは変わっていますのでご注意ください。

申告会場	日 時	取扱税目				
		所得税（確定申告）		市県民税		
		相談	提出のみ	相談	提出のみ	
千葉東税務署	5階	2月16日～3月15日の平日と 2月21日、28日の日曜日 受付時間 9:00～16:00 ※整理券を配付予定	○	○	×	×
千葉西税務署	1階		○	○	×	×
千葉南税務署	1階		○	○	×	×
中央区役所（きぼーる）	11階	<b>【市県民税申告】</b> 2月1日～2月15日の平日は 受付時間 8:30～17:30 2月16日～3月15日の平日は 受付時間 9:00～17:30 （15:00までは特設会場） <b>【確定申告】</b> 2月16日～3月15日の平日 ※ただし、会場により取扱期間が 異なりますので、ご注意ください。 受付時間 9:00～15:00 詳しくは、市政だより1月号及び 2月号でご確認ください。	×	×	○	○
稲毛区役所	2階		×	○	○	○
若葉区役所	1階		×	△	□	□
花見川区役所	2階		※予約制	○	○	○
緑区役所	3階		※予約制	○	○	○
美浜区役所	4階		※予約制	○	○	○
中央コミュニティセンター	7階		※予約制	×	×	×
都賀コミュニティセンター	2階		※予約制	△	□	□

\*上記期間中は、すべての税務署と中央コミュニティセンター（市役所）は駐車場の利用ができません。  
 その他の会場におきましても、期間中は大変込み合いますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。  
 △：2月16日～3月5日は若葉区役所内（市民税課）3月8日～15日は都賀コミュニティセンターで収受します。  
 □：2月1日～3月5日は若葉区役所内（市民税課）3月8日～15日は都賀コミュニティセンターで受付します。

### ※事前予約制について

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、来場者数を調整するため、年齢制限等を設け、電話による事前予約制を導入します。

- ・当日受付はありませんので、必ず事前予約をしてください。
- ・予約をした方には、受付票を2月12日までに送付する予定です。

#### 【事前予約受付期間】

令和3年1月18日（月）～2月3日（水）午前9時～午後5時

※予約受付電話番号は、市政だより1月号をご覧ください。

～ご自分で申告書を作成できる方は、早めに作成し、郵便で提出しましょう～

裏面もご覧ください

●千葉市の各会場で確定申告の相談ができる人は

**昭和31年1月1日以前に生まれた方または障害をお持ちの方で、収入が給与のみの方・公的年金等のみの方・給与と公的年金等の方です。**

※給与、年金以外の所得がある方は対応できません。

※雑損控除、住宅ローン控除、寄附金控除がある方は対応できません。

※令和元以前の分は対応できません。

※亡くなられた方、海外へ出国された方の申告書は作成できません。

※市外にお住まいの方は、提出、作成ともお受けできません。

これらにあたる方、昭和31年1月2日以降生まれの方は、管轄の税務署での申告をお願いいたします。

●申告するときの持ち物

・マイナンバーカード

※マイナンバーカードをお持ちでない方は、番号確認書類（個人番号通知カードなど）と身元確認書類（運転免許証など写真つきのものなら1点、写真なしの健康保険証などであれば2点）

・源泉徴収票

・国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険などの支払金額がわかる証明書、領収書など

・生命保険、地震保険、長期損害保険の控除証明書などの控除証明書など

**【医療費控除を受ける方】**

・医療費控除の明細書（自己作成）や加入する健康保険組合等が発行した医療費通知書等（領収書は不可）

●その他のお知らせ

・区役所等での確定申告書の配布について

1月25日（月）から、市税事務所市民税課、市税出張所、市民センターで、一部のよく使われる様式のみ配布いたします。数に限りがありますので、お早めに。恐れ入りますが、不足するものは税務署でお受け取りください。

・作成済みの確定申告書の提出（中央区を除く各区役所。表面の表「提出のみ」を確認のこと。）

ご自宅で作成済みの確定申告書をお預かりして、税務署へお届けします。

◆◆◆混雑緩和のお願い◆◆◆

・確定申告は国税庁HPの確定申告作成コーナーを利用して、自分で簡単に作成することができます。印刷して管轄の税務署へ郵送で提出することが可能ですのでご利用ください。事前に税務署でID・パスワードを取得しておけば、ご自宅のパソコンやスマホから直接送信することもできます。

・市県民税申告書もできるだけご自宅で作成し、郵送でのご提出にご協力をお願いいたします。

・医療費控除などの還付申告は、その年の翌年1月1日から5年間のうちならいつでも出すことができます！コロナ禍での外出をできるだけ避け、ご自分の健康を守りましょう。

【お問い合わせ先】

中央区、若葉区、緑区にお住まいの方

東部市税事務所市民税課 043-233-8140

花見川区、稲毛区、美浜区にお住まいの方

西部市税事務所市民税課 043-270-3140